	乾燥したもの		
	さけ科のもの		X
	その他のもの		
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		X
	その他のもの	一〇・五%	B10
	塩蔵したもの及び塩水漬けしたもの		X
〇三・〇六	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）		
	冷凍したもの		
〇三〇六・一一	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）		
	くん製したもの	四・八%	B10
	その他のもの		A
〇三〇六・一二	ロブスター（ホマルス属のもの）		
	くん製したもの	四・八%	B10
	その他のもの		A
〇三〇六・一四	かに		
	くん製したもの	九・六%	B10
	その他のもの		
	ずわいがに（キオノエセテス属のもの）		X
	その他のもの	四%	B10
〇三〇六・一五	ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）		
	くん製したもの	四・八%	B10
	その他のもの		A
〇三〇六・一六	コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（クラngゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの）		
	くん製したもの	四・八%	B10
	その他のもの		A
〇三〇六・一七	その他のシュリンプ及びプローン		
	くん製したもの	四・八%	B10
	その他のもの		A
〇三〇六・一九	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）		
	えび		
	くん製したもの	四・八%	B10
	その他のもの		A
	その他のもの		
	くん製したもの	九・六%	B10
	その他のもの	七%	B10
	冷凍してないもの		
〇三〇六・二一	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）		
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		A
	くん製したもの	四・八%	B10
	その他のもの	五%	B10
〇三〇六・二二	ロブスター（ホマルス属のもの）		
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		A
	くん製したもの	四・八%	B10
	その他のもの	五%	B10
〇三〇六・二四	かに		
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
	ずわいがに（キオノエセテス属のもの）		X
	その他のもの	四%	B10
	くん製したもの	九・六%	B10
	その他のもの	一〇%	B10
〇三〇六・二五	ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）		
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		A
	くん製したもの	四・八%	B10
	その他のもの	五%	B10
〇三〇六・二六	コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの）		
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		A
	くん製したもの	四・八%	B10
	その他のもの	五%	B10
〇三〇六・二七	その他のシュリンプ及びプローン		
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		A
	くん製したもの	四・八%	B10
	その他のもの	五%	B10
〇三〇六・二九	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）		
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
	えび		A
	その他のもの	七%	B10
	くん製したもの		
	えび	四・八%	B10
	その他のもの	九・六%	B10
	その他のもの		
	えび	五%	B10
	その他のもの	一〇%	B10
〇三・〇七	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）		
	かき		
〇三〇七・一一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	七%	B10
〇三〇七・一九	その他のもの		
	冷凍したもの	七%	B10
	くん製したもの	六・七%	B10
	その他のもの	一〇・五%	B10
	スキャロップ（ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）		
〇三〇七・二一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		X
〇三〇七・二九	その他のもの		X
	い貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの）		
〇三〇七・三一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	七%	B10